

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

赤磐市長 友實 武則

市町村名 (市町村コード)	赤磐市 (33213)	
地域名 (地域内農業集落名)	熊山地域 (奥吉原、千鉢、勢力、可真下、可真上、弥上、野間、稗田、石蓮寺、沢原、殿谷、佐古、岡、酌田、西円光寺、東円光寺、畑、吉原、河田原、釣井、徳富、小瀬木、松木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月22日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区においては、75歳以上の農業者が耕作する面積が、全体の2割程度となっている。また、そのうち後継者が未定・継承するか不明の農地が35%であり、地域内外の担い手への集積が急務となっている。

地域内の状況としては、小規模の個人農家が多く、担い手への集約がなかなか進んでいない状況にある。基盤整備が進んでいる地区が多く、引き受け意向のある担い手もいるため、引き続き、担い手への集積・集約を進める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

可真地区・小野田地区について、基盤整備済みの農地は、大規模担い手へ更なる集積・集約を推進する。また、基盤整備のできていない農地については、地域の共同活動による農地及び農業インフラの維持・管理体制を検討する。

豊田地区・熊山地区については、優良農地を担い手へ集積するとともに、地域の共同活動による農地及び農業インフラの維持・管理体制を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	503.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	431.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用し、担い手を中心とした農地の集積・集約化を図り、農地の集団化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
積極的に農地中間管理機構への貸し付けを行い、農地所有者及び担い手の意向を踏まえながら段階的に集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を予定している地区はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、就農促進トータルサポート事業を活用すると共に、新農業人フェア等の相談会に参加し、新たな担い手の確保を進める。また、後継者や定年帰農者等へ就農の啓発も積極的に行っていく。 担い手の育成にあたっては、関係機関・団体との連携を密にするとともに、技術の習得が円滑に進むよう、研修体制の整備を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特段の利用計画はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① 農作物被害防止対策事業(単市事業)等を活用し、電気柵や防護柵を計画的かつ効率的に配備し、被害の軽減を図る。また、地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防護柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

② 肥料高騰や高収益品目の取組を行うため、減農薬・減肥料等の導入を検討する。

③ 農業経営の効率化や農作業の負担軽減を図るため、スマート農業の導入を推進する。

⑤ 本地域で栽培されている果樹を継続しながら、安定的な経営の推進と地域の特性に合った果樹の栽培を検討する。

⑦ 耕作放棄地再生事業(単市事業)等を活用し、担い手を中心に荒廃農地の再生を図る。大規模な担い手への集約が困難な中山間地域等については、「日本型直接支払制度」の活用により、地域での維持・管理体制を確立する。

⑧ 担い手の営農状況などを考慮したうえで、出荷・調整施設、灌漑施設の整備及び遊休化した施設の活用を検討する。